

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:富山地区広域圏事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.3 %
全職員	82.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」にかかる役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	99.1 %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	105.0 %
21年～25年	— %
16～20年	— %
11年～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・ 男性職員の扶養手当の受給割合が高いことや特殊勤務手当の支給対象である職員が男性の方が多いことなどから、男性の平均給与額を押し上げている。

・ 役職段階別の本庁部局長・次長相当職、本庁課長相当職、本庁係長相当職の区分については、女性職員がいないため「—」と記載している。

・ 勤続年数別の26～30年以外の区分については、女性職員がいないもしくは少ないため、「—」と記載している。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・ 勤務時間の長い職員が比較的女性職員に多かったことなどから、女性の平均給与額を押し上げている。

【全職員】

・ 任期の定めのない常勤職員とそれ以外の職員の女性の比率は1：3であり、相対的に給与水準が低い職員に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。